

上牧中学校PTA会則（案3）

第1条 名称及び事務局

1. 本会は、「上牧中学校PTA」と称する。
2. 事務局を上牧中学校に置く。

第2条 目的及び方針

1. 本会は、保護者と教職員が協力し、学校、家庭及び地域社会における生徒の健全な育成をはかるとともに、幼児、児童、生徒、青少年の健全育成のために活動する他の社会教育関係の団体等と協力し、民主的な活動のなかで会員相互の連携及び親睦をはかる。
2. 本会は、非営利的、非政党的、非宗教的でなくてはならず、特定の政党、宗教及び他のいかなる団体等からも支配、統制及び干渉を受けない。

第3条 会員

1. 上牧中学校に在籍する生徒の保護者及び本校に勤務する教職員で構成する。
2. すべての会員は平等の権利と義務を有する。
3. 会員は、別に定める会費を納める。

第4条 本部役員

1. 本会は、次の本部役員（以下「役員」という。）を置き、別に定める規定に基づき選出する。

会長	1名
副会長	2名
書記	2名
会計	2名（うち、教職員会員から1名）
2. 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は理事会で協議の上、補欠役員を選出する。なお、この場合の補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員の任務は次のとおりとする。
 - （1）会長は本会を代表し、会務を統括する。
 - （2）副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - （3）書記は会議の決定事項の記録及びその他の庶務的な事務処理を行う。
 - （4）会計は本会における会計事務一切を担当し、総会において会計監査を受けた決算報

告をする。なお、会計簿はいつでも会員の要求に応じ提示しなければならない。

第5条 会計監査委員

1. 本会は、会計を監査するため会計監査委員2名を置く。
2. 会計監査委員は理事会にて会員から選出し、総会で承認を受ける。
3. 会計監査委員の任期は1年とし、欠員が生じた場合は理事会で協議の上、補欠委員を選出する。また、この場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
4. 会計監査委員は総会で監査結果を報告する。
5. 会計監査委員は必要に応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。

第6条 委員

1. 本会の委員は、別に定める規定に基づき選出する。
2. 委員の任期は1年とし、欠員が生じた場合は理事会で協議の上、補欠委員を選出する。また、この場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
3. 学級委員は各学年委員会を組織し、第一学年の委員は本項第一号、第二学年の委員は第二号、第三学年の委員は第三号の専門委員会に所属する。
 - (1) 広報委員会
 - (2) 進路対策委員会
 - (3) 選考委員会

第7条 委員会の任務

1. 各委員会の任務は次のとおりとする。
 - (1) 学年委員会は、学年単位での連絡・事業を行い、学級委員は、各学級の懇談会を開催するほか、各学級の諸問題に対処する。
 - (2) 広報委員会は、本会の広報活動を行う。
 - (3) 進路対策委員会は、進路資料室を運営・管理し、資料の充実をはかり、会員へ進路に関する情報提供を行う。
 - (4) 選考委員会は、次年度の役員選考を行う。
2. 各委員会は委員長及び副委員長を互選により定める。ただし、各学年委員会又は各専門委員会のいずれか一方で委員長又は副委員長となった者については、本人の立候補による場合を除き、もう一方の委員会における委員長又は副委員長を兼務することはできない。
3. 各委員会は本会の目的達成のために調査・研究し、理事会及び役員会に諮り、事業を推進する。

第8条 総会

1. 総会は本会の最高議決機関であり、委任状提出者を含む全会員の 1/2 以上の出席又は書面表決書の提出により成立する。なお、形式は対面総会又は書面総会とする。
2. 総会の議長は会長がこれを務める。
3. 議決は出席者の過半数の同意（書面総会においては提出された書面表決書の過半数の同意）を必要とする。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。
4. 総会は年 1 回開催する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は臨時総会を開催することができる。
 - (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事会が必要と認めるとき。
 - (3) 会員の 1/3 以上の要求があるとき。
5. 総会では次の事項について審議及び決定する。
 - (1) 事業報告及び事業計画
 - (2) 決算及び予算
 - (3) 役員及び会計監査委員
 - (4) 会則の改正
 - (5) その他会長が必要と認めた事項

第 9 条 理事会

1. 理事会は役員、各委員会の正副委員長、学校長、教頭、各主任教諭をもって構成する。ただし、各委員会の正副委員長は代理人を立てることができる。
2. 理事会の議長は役員がこれを務める。
3. 議決は、出席者の 2/3 以上の同意を必要とする。
4. 理事会は年数回定例会を開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時理事会を開催することができる。
5. 理事会では次の事項について審議及び決定する。
 - (1) 総会の議案及び報告事項
 - (2) 役員会及び各委員会により企画立案された事項
 - (3) 会則又は総会の決議に基づく本会の運営に関する事項
 - (4) 総会を開くいとまのない緊急性が高い事項
 - (5) その他会長が必要と認めた事項
6. 前項第 4 号については、総会の議決を理事会が代行することができるが、その後開催される最初の総会で経過等を報告しなければならない。

第 10 条 本部役員会

1. 本部役員会（以下「役員会」という。）は会長、副会長、書記、会計をもって構成する。
2. 役員会は本会の事業及び予算等の重要事項について企画立案するほか、各委員会において企画立案された事項を審議し、理事会に提出する。
3. 役員会は随時開催することができる。

第11条 会計

1. 本会の会計は、会費及びその他の雑収入をもって充てる。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。
2. 本会の会費は1会員（1世帯）につき月額250円とする。ただし、教育扶助を受けている会員は申請により会費を免除とすることができる。
3. 前項の規定により会費を免除とした会員が教育扶助を受けることとなった月から直近の徴収月までにその全部又は一部の会費を納めている場合、当該納付のうち本年度に属する月の会費として納めたものに限り、返還を求めることができる。なお、当該返還の遅延等に伴う加算金等の加算は認められない。
4. 第2項の規定により会費を免除とした会員において申請後に教育扶助を受けないこととなった場合は直ちに申し出なければならず、教育扶助を受けないこととなった月の翌月から直近の徴収月までにおいて未納となっている会費のうち本年度に属する月の会費を遡って納めなければならない。なお、当該納付の遅延等に伴う延滞金等の加算は認められない。
5. 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
6. 本会の会計事務について必要なことは、役員会及び理事会で決定する。

第12条 諸規定

1. 本会の運営に必要な諸規定は、理事会で定める。
2. 理事会は、諸規定を制定又は改廃したときは、その後最初に開かれる総会に諮り、承認を受けなければならない。

附 則

本会則は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。

本部役員選出規定

1. 本規定は、会則第4条及び10条に規定する本部役員会の本部役員（以下「役員」という。）選出方法等について定めることを目的とする。
2. 選考は選考委員会にて行い、選出方法は次の各号に定めるところによる。
 - （1）立候補者から役員を選出する。
 - （2）立候補者が定員を超える場合は、選考委員会の合議により決定する。
 - （3）立候補者が定員に満たない場合は、不足する役員を公開抽選会にて選出する。
3. 選出人数は会則第4条第1項に定めるところによる。
4. 選出除外者は次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、各号に定めのない理由により選出除外を求める場合は、事前に選考委員会に理由等を申し出、選考委員会の合議により選出除外の可否を決定することとし、選考委員会はその理由を証明する書類等の提示を求めることができるものとする。なお、選出除外者に該当することは立候補の権利を妨げない。
 - （1）その生徒の保護者として本校で学級委員をした者
 - （2）前年度、本校で学級委員をした者
 - （3）前年度までに本校で役員をした者
 - （4）本年度、本校又は他校で役員（会長、副会長、書記又は会計）に内定している者
 - （5）本年度、小学校就学前の子ども（出生予定を含む。）がいる者
 - （6）本年度、本校又は他校の学校コーディネーターである者

附 則

本規定は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。

委員選出規定

1. 本規定は、会則第6条及び第7条に規定する委員会の委員選出方法等について定めることを目的とする。
2. 選出方法は次の各号に定めるところによる。
 - (1) 「学級委員選出に関する調査票」により選出対象者を確定する。
 - (2) 立候補者から学級委員を選出する。
 - (3) 立候補者が定員を超える場合は、本部役員会（以下「役員会」という。）の合議により決定する。
 - (4) 立候補者が定員に満たない場合は、不足する学級委員を公開抽選会にて選出し、補欠委員についても併せて選出する。
3. 選出人数及び所属は次の各号に定めるところによる。
 - (1) 学級委員は各学級から3名ずつ選出し、会則第6条の規定により学年ごとに学年委員会を組織する。
 - (2) 各専門委員は前号に規定する学級委員が兼務し、その所属については会則第7条の規定により次のとおりとする。
 - ア. 第一学年（広報委員会）
 - イ. 第二学年（進路対策委員会）
 - ウ. 第三学年（選考委員会）
4. 選出除外者は次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、各号に定めのない理由により選出除外を求める場合は「学級委員選出に関する調査票」にて理由等を申し出、役員会の合議により選出除外の可否を決定することとし、役員会はその理由を証明する書類等の提示を求めることができるものとする。なお、選出除外者に該当することは立候補の権利を妨げない。
 - (1) その生徒の保護者として本校で学級委員をした者
 - (2) 前年度、本校で学級委員をした者
 - (3) 前年度までに本校で本部役員（以下「役員」という。）をした者
 - (4) 本年度、本校又は他校で役員（会長、副会長、書記又は会計）に内定している者
 - (5) 本年度、小学校就学前の子ども（出生予定を含む。）がいる者
 - (6) 本年度、本校又は他校の学校コーディネーターである者

附 則

本規定は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。

慶弔規定

1. 本規定は、会員相互の慶弔の意を表することを目的とする。
2. 本規定の運用については会長がこれを行い、その福利は会員が等しくこれを受ける。
3. 本規定の財源は、PTA会費をもって充てる。
4. 次の事項が生じたときは、それぞれの金品を贈り、慶弔の意を表する。
 - (1) 会員の病気等（3週間以上の入院の場合）・・・5,000円
 - (2) 生徒の病気等（3週間以上の入院の場合）・・・5,000円
 - (3) 会員が死亡したとき・・・・・・・・・・5,000円他
 - (4) 生徒が死亡したとき・・・・・・・・・・5,000円他
 - (5) その他・・・・・・・・その都度役員会の合議により決定する。
5. 本規定により金品を受けたものは、一切返礼をしないものとする。

附 則

本規定は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。

交通費・食事代補助規定

1. 本規定は、本会の会員に出張依頼した場合の交通費及び食事代補助について定めることを目的とする。

2. 会員に次の交通費を支給する。

(1) 公共交通機関を利用した場合・・・・・・・・・・・・・実費

(2) 車を利用した場合は、車1台につき次の交通費を支給する。

①出張先が上牧町内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0円

②出張先が北葛城郡内（上牧町を除く）、香芝市、三郷町、斑鳩町 500円

③上記以外の県内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1,000円

④県外・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・その都度役員会で協議し決定する。

※注 駐車場代、高速代等は領収書を添付し、別途請求するものとする。

3. 会員に次の食事代を補助する。

(1) 出張先で昼食が定められている場合・・・・・・・・・・・・・実費

(2) 上記以外で昼食が必要と認められる出張の場合・・・・500円

附 則

本規定は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

学級委員選出に関する調査票

本年度の学級委員選出に当たり、意向調査を行います。次の設問にご回答ください。

所属学級： 年 組
生徒氏名：

該当欄に○を付けてください。

設問 1. 立候補又は選出除外の意向について【該当する場合のみ】

☐	① 学級委員に立候補します。【署名欄へ】
☐	② 学級委員の選出対象からの除外を希望します。【設問 2 へ】

設問 2. 選出除外要件の該当について【設問 1 で②と回答したかた】（複数回答可）

☐	① 上記生徒の保護者として本校で学級委員をした。【署名欄へ】
☐	② 前年度、本校で学級委員をしていた。【署名欄へ】
☐	③ 前年度までに本校で本部役員（会長、副会長、書記又は会計）をした。【署名欄へ】
☐	④ 本年度、本校又は他校で本部役員に内定している。【署名欄へ】
☐	⑤ 本年度、小学校就学前の子ども（出生予定を含む。）がいる。【署名欄へ】
☐	⑥ 本年度、本校又は他校で学校コーディネーターをしている。【署名欄へ】
☐	⑦ 上記①～⑥に該当しない。【設問 3 へ】

設問 3. 選出除外を希望する理由について【設問 2 で⑦と回答したかた】（記述）

(理由) ※理由を証明する書類等の提出を求める場合があります。 ※原則として、仕事を理由とした選出除外は認められません。
--

※立候補者が定員に満たない場合、不足する学級委員を公開抽選会にて選出しますので、本調査票でのご希望に添えない結果となる場合がございます。また、下記の期限を過ぎて提出された調査票は無効となりますので、あらかじめご了承ください。

提出期限： 年 月 日（必着）

上牧中学校 P T A 会長 殿	【署名欄】
上牧中学校 P T A 会則及び関係規定に基づき、上記調査票により学級委員を選出することに同意します。	
年 月 日	
(保護者署名)	
(連絡先)	

第2号様式（第8条関係）

書面表決書

書面総会開催日： 年 月 日

賛成・反対のどちらかを○で囲んでください。

・議題

1.	賛成・反対
2.	賛成・反対
3.	賛成・反対
4.	賛成・反対
5.	賛成・反対
6.	賛成・反対
7.	賛成・反対
8.	賛成・反対
9.	賛成・反対
10.	賛成・反対

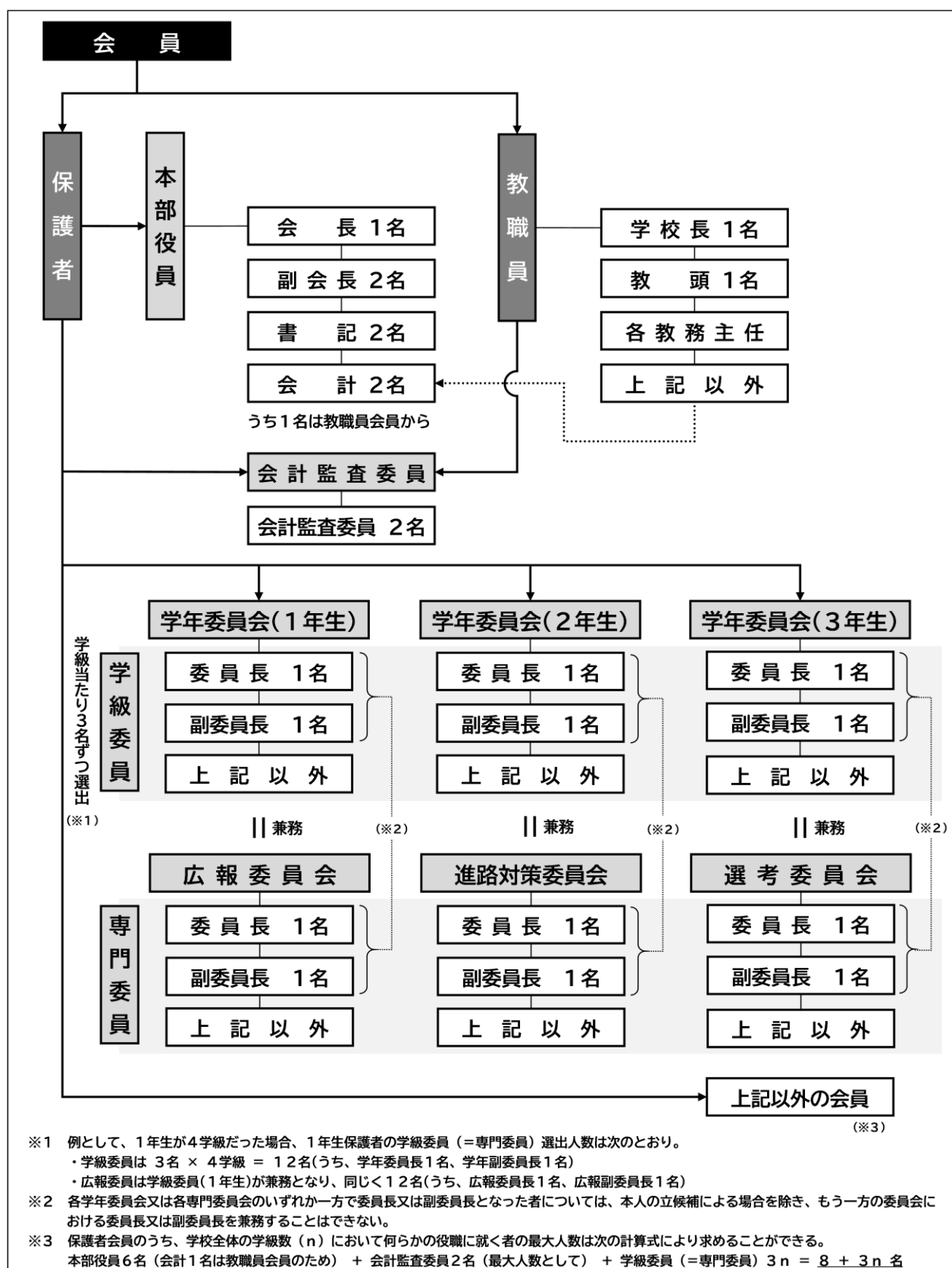
※下記の期限後に提出された表決書は無効となりますので、あらかじめご了承ください。

提出期限： 年 月 日（必着）

上牧中学校PTA会長 殿 上牧中学校PTA会則第8条の規定に基づき開催する書面総会における上記の議題について、同条第3項に基づく本書の提出により賛否を表決します。 年 月 日 （保護者署名）	【署名欄】
---	--------------

別表第一（第3条関係）

・上牧中学校PTA組織図



※1 例として、1年生が4学級だった場合、1年生保護者の学級委員（＝専門委員）選出人数は次のとおり。

・学級委員は $3 \text{名} \times 4 \text{学級} = 12 \text{名}$ (うち、学年委員長1名、学年副委員長1名)

・広報委員は学級委員(1年生)が兼務となり、同じく12名(うち、広報委員長1名、広報副委員長1名)

※2 各学年委員会又は各専門委員会のいずれか一方で委員長又は副委員長となった者については、本人の立候補による場合を除き、もう一方の委員会における委員長又は副委員長を兼務することはできない。

※3 保護者会員のうち、学校全体の学級数（ n ）において何らかの役職に就く者の最大人数は次の計算式により求めることができる。

本部役員6名（会計1名は教職員会員のため） + 会計監査委員2名（最大人数として） + 学級委員（＝専門委員） $3n = 8 + 3n$ 名